

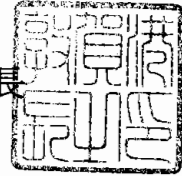
港長公示 第7号

港則法第37条第1項の規定により、次のとおり船舶の航泊を禁止したので、同条第2項の規定により公示する。

なお、平成23年9月1日付け、港長公示第6号は平成23年12月8日1500をもって廃止する。

平成23年12月2日

敦 賀 港 長



敦賀港における航泊の禁止について (区域の拡大)

敦賀港第2区、敦賀港（鞠山北地区）防波堤築造工事の進捗に伴い、下記のとおり当該工事に従事する船舶及び港長が許可した船舶を除く、一般船舶の航泊を禁止する。

記

- 1 期間 平成23年12月8日1500から平成24年3月23日
- 2 区域 次の各地点を順次結んだ線により囲まれた海域
A点 敦賀港金ヶ崎防波堤灯台から真方位 $352^{\circ}09'$
1,504m
B点 A点から真方位 90° 370m
C点 B点から真方位 0° 350m
D点 C点から真方位 270° 370m
(別図参照)
- 3 標識 上記区域を明示するため、A, B, C, D点に黄色灯浮標（単閃黄光 毎4秒1閃光 光達距離5.5km）が設置される。

